

定 款

イリソ電子工業株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、イリソ電子工業株式会社と称し、英文では、IRISO ELECTRONICS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 電子部品の製造、加工及び販売
2. 電子機器の製造、加工及び販売
3. 精密加工機械の製造及び販売
4. 電子機器用部品の製造、加工及び販売
5. 前各号に関する輸出入の業務
6. 各種企業に対する経営の診断及び総合指導
7. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を横浜市港北区に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、7000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当会社の株主の氏名等株主名簿の記載事項の変更、単元未満株式の買取及び売渡請求の取扱、その他株式に関する手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第17条 当会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内を置く。

2. 当会社に監査等委員である取締役7名以内を置く。

(選 任)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。招集権者または議長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

2. 前項の招集通知は、各取締役に対して会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必

要ある場合には、この時期をさらに短縮することができる。

3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。
4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を定める。

2. 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名並びに取締役相談役若干名を定めることができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第22条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(損害賠償責任の一部免除)

第24条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第25条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊

急の必要がある場合には、この時期を短縮することができる。

(常勤監査等委員)

第26条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第27条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第29条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第30条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第31条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその義務を免れるものとする。

2. 未払の剰余金の配当には利息を付さない。

附 則

第1条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023年3月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成 3年1月24日	一部変更
平成 4年6月23日	一部変更
平成 5年6月29日	一部変更
平成 6年6月20日	一部変更
平成 7年6月29日	一部変更
平成 11年6月25日	一部変更
平成 12年6月28日	一部変更
平成 13年6月27日	一部変更
平成 14年6月26日	一部変更
平成 15年6月25日	一部変更
平成 16年6月25日	一部変更
平成 17年6月24日	一部変更
平成 18年6月27日	一部変更
平成 19年6月26日	一部変更
平成 21年6月24日	一部変更
平成 28年6月24日	一部変更
平成 29年9月 1日	一部変更
平成 30年6月26日	一部変更
令和 4年6月21日	一部変更